※市外局番は書いてあるものを除きすべて042です。

平成31年度児童育成手当新規申請の受け付けを開始します

児童育成手当は5月申請分以降、平成31年度（30年中）の所得を対象に審査を行います（左表参照）。児童育成手当（育成手当、障害手当）の支給対象に該当する方で、これまで所得超過などにより受給していない方のうち、新たに該当すると思われる方は、早めに申請してください。

手当は、申請した月の翌月分から支給の対象となります。申請は随時受け付けていますが、申請が遅れた場合、遅れた月数分の手当が受けられませんので、5月中に児童青少年課（市役所2階）へ申請してください。

【支給対象】次の児童を扶養している方

◎育成手当　次のいずれかに該当する18歳到達後の最初の3月末日までの児童▼父または母が死亡▼父母が婚姻を解消▼父または母が生死不明▼父または母が1年以上遺棄している▼父または母に保護命令が発令されている▼父または母が1年以上拘禁されている▼母が婚姻によらず懐胎し、父に養育されていない▼父または母に重度の障害がある（身体障害者手帳1・2級程度）

◎障害手当　次のいずれかに該当する20歳未満の児童▼身体障害者手帳1・2級程度▼愛の手帳1～3度▼進行性筋萎縮症または脳性まひ

【必要書類】①認め印②銀行口座の分かるもの③請求者および児童の戸籍謄本（障害手当のみ申請の場合は不要）

※受給要件によっては、他の書類が必要になりますので、児童青少年課助成支援係☎470・7736へ問い合わせてください。なお、現在受給中の方は6月中に現況届を郵送しますので、必ず提出してください。

詳しくは同係へ。

平成31年度児童育成手当所得制限限度額表

扶養親族などの人数	所得額
0人	360万4,000円未満
1人	398万4,000円未満
2人	436万4,000円未満
3人	474万4,000円未満
4人	512万4,000円未満
5人	550万4,000円未満
5人以降1人増すごとに加算する金額	38万円
老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき加算する金額	10万円
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき加算する金額	25万円
所得から控除する金額	
社会保険料相当額（一律）	8万円
寡婦（夫）、障害、勤労学生控除	27万円
特別の寡婦控除	35万円
特別障害者控除	40万円
雑損、医療費、小規模企業共済掛金控除	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額

国民年金だより

もしも病気やけがで障害が残ったら障害基礎年金

国民年金の障害等級の1級か2級に該当した場合、障害基礎年金が受けられます。

《受給要件》①国民年金の加入者または初診日が60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない国内在住者であること②初診日の前々月までに保険料を納めた期間（保険料免除等の期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること、もしくは初診日の前々月までの1年間に未納がないこと③障害認定日の障害程度が政令に定められている障害等級の1・2級のいずれかに該当した場合（障害認定日とは病気やけがで初めて医師の診察を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状固定した日）

20歳前に初診日がある時＝20歳前に病気やけがで障害が残った方（国民年金の障害等級が1級・2級に該当した場合）も、20歳になると障害年金が受けられます（ただし所得制限があります）。

手続き先は初診日が第1号被保険者期間中または20歳前にあるときは、市保険年金課または武蔵野年金事務所です。初診日が厚生年金や第3号被保険者期間中などにある場合は、武蔵野年金事務所になります。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411または市保険年金課☎470・7732へ。

民生委員・児童委員

～地域におけるつなぎ役～

市内には、民生委員・児童委員と主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員は、高齢者、障害のある方、子育て中の方、生活に困っている方などの悩みごとについて相談を受け、必要な支援が受けられるよう市役所や児童相談所などの関係機関を紹介するなど、福祉全般の悩みの解決をお手伝いします。主任児童委員は、子どもや子育てに関することを専門に担当し、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動を行います。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱されており、相談内容の秘密を守ることが義務づけられています。相談者の立場や気持ちを大切にし、誠意をもって支援しますので、安心してご相談ください。

東京都民生委員・児童委員の◀キャラクター「ミンジー」

平成31年度市税などの納付にご協力ください

平成31年度の市税など（市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料・介護保険料）の納期限は下表の通りです。

納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が加算されるだけでなく、滞納処分が行われる場合もありますので、ご注意ください。

納付にお困りのときは

病気・事故・災害など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、できるだけ早めに納税課（市役所2階）にご相談ください。

詳しくは納税課☎470・7730へ。

平成31年度市税などの納期一覧

	固定資産税・都市計画税	市民税・都民税（普通徴収）	国民健康保険税・介護保険料	後期高齢者医療保険料	軽自動車税
5月31日（金）	第1期				第1期
7月1日（月）		第1期			
7月31日（水）	第2期		第1期	第1期	
9月2日（月）		第2期	第2期	第2期	
9月30日（月）			第3期	第3期	
10月31日（木）		第3期	第4期	第4期	
12月2日（月）			第5期	第5期	
12月25日（水）	第3期		第6期	第6期	
2年1月31日（金）		第4期	第7期	第7期	
3月2日（月）	第4期		第8期	第8期	
3月25日（水）			第9期		

民生委員・児童委員PRイベントを開催します

みんなでつくろう　地域のつながり　支え合い

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、民生委員・児童委員の活動をより多くのみなさんに知っていただくとともに、民生委員・児童委員自らの意識を高めるため、全国各地で民生委員・児童委員のPR活動に取り組んでいます。

東久留米市民生委員・児童委員協議会は、5月11日（土）に民生委員・児童委員PRイベントを開催します。お気軽に来場ください。

【時間・内容】左表の通り

【会場】わくわく健康プラザ1階講堂ほか

【その他】天候などにより内容を変更することがあります当日直接会場へ。

詳しくは福祉総務課福祉政策係☎470・7749へ。

5月11日（土）開催 民生委員・児童委員イベント

時間	内容
午前10時半～11時	大江戸ダンス（東久留米九小舞組）
午前11時～11時半	カントリーダンス（草の実会）
午後1時～1時半	防犯のお話（田無警察署）
午後1時半～2時半	歌声ひろば（Tobu Old Bone Unit）
午前10時～3時	手作りコーナー（ビーズ作り・紙ヒコーキ・折り紙・ペットボトルマラカス）
	遊びコーナー（人間すごろく・輪投げ・スカットボール）